

指名停止中の事業者一覧

令和8年5月19日現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
日本ハイウェイ・サービス株式会社	3011101049682	東京都千代田区麹町5丁目1番地	R8.5.19 ~ R8.7.18 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、首都高道路株式会社が発注した特定道路清掃業務において、他社と共同して事前に受注予定者を決めるなどの談合を繰り返した。令和8年4月22日、公正取引委員会は、この行為が独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対して排除措置命令を行った。
スバル興業株式会社	3010001008699	東京都千代田区有楽町1丁目5番2号	R8.5.19 ~ R8.7.18 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反)	当該事業者は、首都高道路株式会社が発注した特定道路清掃業務において、他社と共同して事前に受注予定者を決めるなどの談合を繰り返した。令和8年4月22日、公正取引委員会は、この行為が独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
株式会社大林組	7010401088742	東京都港区港南2丁目15番2号	R8.5.15 ~ R8.6.14 1ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、山梨県内で施工中の工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関して、同者の社員が労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。この件について、当該事業者及び同者の社員2名は、令和8年3月24日付で蕨沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。
東洋シャッター株式会社	4120001085479	大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号	R8.5.15 ~ R8.6.25 6週間	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、建設業法第3条第1項の規定に違反し、同法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を建設業許可を有しない者との間で締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和8年2月24日、近畿地方整備局長から監督処分(営業停止10日間)を受けた。
角田建設工業株式会社	3070001023148	群馬県利根郡品川村大字須賀川17番地の1	R8.4.17 ~ R8.6.16 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、経営事項審査において、偽造した書類を添付し、虚偽の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年2月26日、群馬県知事から指示処分を受けた。
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	3010005002459	東京都千代田区平河町2丁目5番5号	R8.4.17 ~ R8.6.16 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、観光庁が交付した補助金をめぐり、当時の専務理事が経費を増した虚偽の報告書を作成し、補助金をだまし取ったとして岩手県警察本部に逮捕され、令和8年3月24日、詐欺罪で起訴された。
一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会	6010005040258	東京都千代田区平河町2丁目5番5号 全国旅館会館4階	R8.4.17 ~ R8.6.16 2ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、観光庁が交付した補助金をめぐり、代表理事が経費を増した虚偽の報告書を作成し、補助金をだまし取ったとして岩手県警察本部に逮捕され、令和8年3月24日、詐欺罪で起訴された。
日本交通技術株式会社	7010501018351	東京都台東区上野7-1-1	R8.2.20 ~ R8.6.19 4ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	当該事業者らは、地方公共団体等が発注した跨線橋点検業務に関して、共同して受注予定者を決定し、その者が受注できるようにすることにより、競争を実質的に制限していた。令和7年12月19日、公正取引委員会は、この行為が独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者らに対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
丸栄調査設計株式会社	3190001010522	三重県松阪市大口町102-2			
東海旅客鉄道株式会社	3180001031569	愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号			
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ~ R8.8.10 9ヶ月	指名停止等措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	本事業は、本来、補助事業者として誠実に補助事業を行うべきであるにもかかわらず、虚偽の内容を記載した実績報告書を提出し、補助金を過大に請求したものである。そのうえ、国土交通省以外の複数の府省庁が所管する補助事業や委託事業においても同様に虚偽記載に基づく過大請求を行っていることから、悪質性が高く、社会的影響は大きい。